

資料
社会保障給付費の整理に
関するご意見について

社会保障給付費統計の整理の方向性に関するご意見

統計の対象範囲について(総論)

【ご意見】

- ◆法律上給付をめぐる権利義務が設定された事業に係る費用を把握することが必要
- ◆社会保障給付費統計が財源と対比しやすいという特徴や本統計のこれまでの利用状況からすると、ILO基準に基づく現行の社会保障給付費の概念から離れるべきでない
- ◆対象範囲については、ILO基準をもとに社会保障制度審議会の定義等を踏まえて設定すべき
- ◆SNAは個人消費と集合的消費という概念で消費を区別している。それと同様に、個人に対するものを社会保障給付費、それ以外のものを社会保障費とする整理ができるのではないか
- ◆我が国の今後の社会保障の全体像を統計的に捉えるためには、厳密に「法律上事業の実施が義務づけられた個人に対する給付」を把握するだけでは足りない
- ◆国際的な比較の観点から、地方が実施していて機能上社会保障的な事業に係る費用は統計として把握すべき
- ◆直接個人に帰属するとは言いえない予防的介入や普及啓発も社会保障制度として不可欠

社会保障給付費をめぐる論点(実体面)に関するご意見

【機能】

特定のリスクやニーズが存在するか

○次のようなものはどうか。

- ・高齢者の健康づくりや学習活動を目的とする活動に対する助成事業
- ・敬老祝い金(品)や就学祝い金(品)等一定の年齢に達したこと等を記念して付与される金品

個人に帰属する給付か

○次のようなものはどうか。

- ・健康増進等のための普及啓発活動(広報等)
- ・災害派遣医療チーム等医療等の提供に係る連携体制の確保のためのシステム構築
- ・看護師養成所等社会保障給付の提供を行う者の養成、研修事業
- ・社会保障制度に含まれる分野に関する調査研究事業
- ・食品衛生事業における飲食店への立ち入り検査等の対物行政
- ・社会保障給付を行う施設の運営費の不足を補うための費用
- ・集団指導や講習会等による相談指導、カウンセリング
- ・住民一般が利用できる施設や相談事業

【ご意見】

- ◆直接個人に帰属するとは言いえない予防的介入や普及啓発も社会保障制度として不可欠(再掲)
- ◆若年未就労者に対する職業訓練等を一体として行う事業の委託費の支出先が受託事業者だからといって個人への給付に当たらないとは言いえないのではないか
- ◆予防接種は集団保障から個人への給付という性質を併せ持つようになってきている
- ◆特定健診は個人とともに社会集団としての国民全体のことを考えた制度である
- ◆小児慢性特定疾患治療研究事業は、研究事業とはいえ実質上医療費の給付である

【根拠】

「法令」に基づき事業の実施が義務づけられている制度か

○「法令」として次のようなものが考えられるかどうか。

(1) 法律※

(2) 法律に基づき定められる条例※※

(3) 法律に基づかない条例

(4) 予算((1)～(3)がないもの)

※(1)は、その義務づけの強さにより、さらに

①義務規定である場合(例: 予防接種法による定期接種や健康被害給付)

②努力義務規定である場合(例: 老人福祉増進事業の振興、老人クラブへの援助)

③「できる」規定である場合(例: 原爆被爆者家庭奉仕員派遣) に分けられる。

※※(2)は、法律による地方自治体への委任内容により、さらに

①法律で事業の内容まで明確に規定されているもの

②法律で事業の実施のみが定められており、その具体的内容は地方自治体に委任しているもの に分けられる。

【ご意見】

◆法律上給付をめぐる権利義務が設定された事業に係る費用を把握することが必要(再掲)

◆単純に法律上の根拠の有無だけで判断してしまうと、同じ健診でも特定健診と39歳以下を対象とする健診で扱いが異なってしまう

○制度が時限的なものである場合はどうか。

(例) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業

【主体・対象】

制度に普遍性があるか

○制度の実施主体や給付の対象者の観点から普遍性があるか否か。

【ご意見】

- ◆国全体で国民が普遍的に受益可能なものとして事業の実施が義務づけられているかを基準とすべき
- ◆普遍性を判断する際の集団をどの程度のものとするかが問題となる

社会保障給付費をめぐる論点(統計実務面)に関するご意見

異なる性質を併せ持つ費用が混在しており、その内訳が不分明な場合の取扱い

- 社会保障給付に該当するものとそれ以外のもののいずれに対しても支出できるものとして一括して補助金が出されている場合であって、その支出費用の内訳が不分明な場合はどのように取り扱うべきか。
- 社会保障給付を実施する部門とともに管理部門が一体となった組織(例:ハローワーク)において、社会保障給付に携わる職員とその他の事務職員の人件費が不分明な場合はどのように取り扱うべきか。

統計実務上把握が困難であるとされてきた地方単独事業のうち社会保障給付に該当するものの取扱い

- 統計実務上把握が困難であるとされてきた地方単独事業のうち社会保障給付に該当するものについて、どのような方法で統計への反映を行うべきか。

【ご意見】

- ◆ 日本は地方統計が整っているので、時間をかければ(地方が実施する社会保障に関する事業に係る費用を)多分集計できるのではないか

社会保障給付費統計等の整理の方向性(案)

* 社会保障給付費統計の対象範囲について

社会保障給付費統計については、ILO基準に則り、厳密に「法令に基づき事業の実施が義務づけられる個人に帰属する給付」を把握しうる統計となるよう整理を行うこととしてはどうか。(財源構成に関わりなく事業の性格のみをもとに判断し、地方単独事業についても、これらに該当するものは統計の対象とする。)

これにより、現在、社会保障給付費統計の対象となっている事業のうち、例えば、社会保障給付の提供を行う者の養成事業のような個人に帰属するとはいえない事業等は対象外となるが、同時に、社会保障をめぐる状況の変化による「給付」の性質の変化についても考慮した上で、対象範囲を再整理してはどうか。

ただし、概念上、上記の対象範囲を適当とするとしても、統計実務的に、これらの数字をいかに把握するか、その把握方法で得られる数字は、統計に用いるだけの精度を有しているか、集計項目に沿った細分化が可能であるか等を検討した上で、実際の集計範囲を定めることが必要。

* 社会保障の全体像の把握について

他方で、社会保障給付費のみならず、我が国における社会保障に要する費用全体を把握することは必要であり、整理後の社会保障給付費統計に含まれないこととなる①事業の実施が義務づけられていない事業、②「個人に帰属する給付」以外の「給付」に類似する事業、③施設整備費等を含めた費用を把握することとしてはどうか。例えば、OECDの社会支出を活用することとしてはどうか。

(第2回検討会資料(抜粋))

社会保障給付費統計に含まれている支出・含まれていない支出の例 (主な制度別)

制度名	給付費として含まれている支出	給付費には含まれていない支出
介護保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付費、地域支援事業費、保健福祉事業費 <p>※地域支援事業費には、介護予防事業、包括的支援事業(地域包括支援センター)、その他の任意事業が含まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理費
雇用保険制度		
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> ・現金給付(求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理費
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用安定事業(雇用調整助成金、受給資格者創業支援助成金、地域雇用開発促進助成金、通年雇用奨励金、特定求職者雇用開発助成金(高齢者向け)、男女均等雇用対策費等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介事業等実施費、職業能力開発強化費等

社会保障給付費統計に含まれている支出・含まれていない支出の例 (主な制度別)

制度名	給付費として含まれている支出	給付費には含まれていない支出
年金保険制度		
国民年金	・給付費(付加年金を含む)	・管理費(年金相談等事業費を含む)
厚生年金	・給付費	・管理費(年金相談等事業費を含む) ※年金に関する広報及び教育に必要な経費と年金に関する相談及び情報提供に必要な経費を計上したもの。
厚生年金基金	・給付費(厚年の代行給付費分、上乘せ給付費分)	・確定給付企業年金、確定拠出企業年金(企業型)給付費
国民年金基金	・給付費(一時金を含む)	・確定拠出年金(個人型)給付費
農業者年金	・旧制度給付費(確定給付型)	・新制度給付費(確定拠出型)
船員保険	・医療給付費、特定健康診査・保健指導事業費、年金給付費(業務災害分※)、失業給付及び雇用継続給付 ※船員についても、通常の年金給付は厚生年金制度が行っている。	・福祉事業費(特に上乘せ給付にあたる特別支給金など)

社会保障給付費統計に含まれている支出・含まれていない支出の例 (主な制度別)

制度名	給付費として含まれている支出	給付費には含まれていない支出
共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ・年金給付費 ・医療給付費、特定健康診査・保健指導事業費 ・短期現金給付費(出産費、結婚手当金、傷病手当金など。付加給付を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理費 ・福祉事業費
社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査臨時特例交付金 ・児童保護費等負担金(保育所運営費の補助の法定分) ・障害者自立支援給付費負担金(障害者自立支援法に基づき行う障害福祉サービスに要する費用の一部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・独法国立重度知的障害者総合施設のぞみの園交付金 ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
公衆衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地保健医療対策費 ・医療提供体制推進事業費補助金(救急医療対策事業、周産期医療対策事業等に対する補助金) ・国立ハンセン病療養所(施設費を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・がん診療連携拠点病院機能強化事業費 ・感染症対策特別促進事業費(主に感染症に関する研究・調査等に対するもの) ・検疫所

地方単独事業(地方自治体が自治体の財政のみにより実施している事業)の例

医療・介護		<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険一般会計繰入(保険基盤安定制度(保険料軽減分)、法定外一般会計繰入) ・介護保険一般会計繰入(介護給付費繰入金、<u>事務費繰入金</u>、地域支援事業繰入金) ・公立病院(一般会計負担) ・その他の医療関係サービス
公衆衛生		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保健所・市町村保健センター</u>(※他に列挙されているものを除く。食品衛生、生活衛生業務等が含まれる) ・<u>予防接種</u>(※現在、子宮頸がん予防、小児用肺炎球菌、ヒブワクチンは国庫補助(都道府県において基金を造成)あり) ・<u>がん検診</u>(※子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診は国庫補助あり) ・<u>献血事業推進費</u> ・<u>麻薬取締</u> ・その他の保健関係サービス
福祉	子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>児童相談所</u> ・<u>乳幼児健診</u> ・<u>妊婦健診</u>(※現在、14回のうちの9回分は国庫補助(都道府県において基金を造成)あり) ・<u>公立認可保育所運営</u>(基本事業分、延長保育加算、産休代替保育士費等補助、職員の追加配置、単価の上乗せ) ・認可外保育所運営補助 ・保育料軽減 ・乳幼児医療費助成 ・出産祝い金(品) ・その他の児童福祉関係サービス

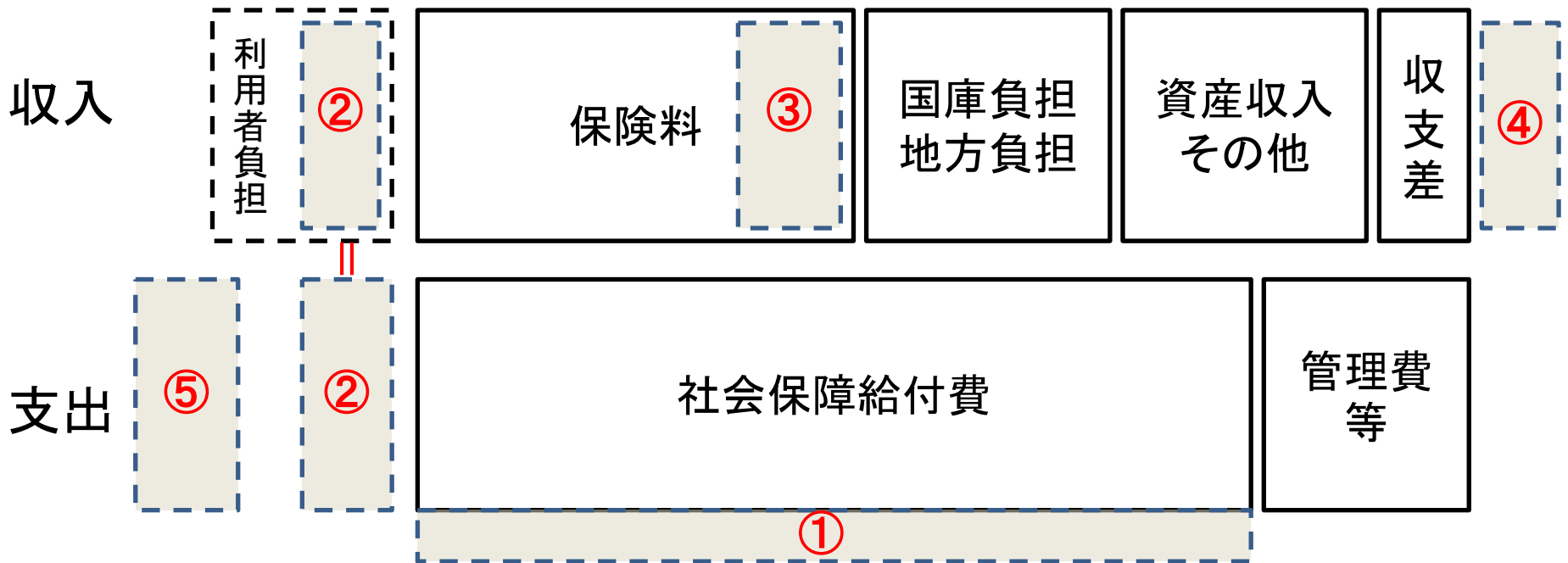
	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>軽費老人ホーム</u>(※小規模ケアハウスについては国庫補助あり)、<u>養護老人ホーム</u> ・<u>日常生活用具給付等事業</u> ・高齢者バス・タクシー利用助成 ・その他の高齢者福祉関係サービス
	障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>公立障害者支援施設整備</u> ・障害者医療費助成 ・その他の障害者福祉関係サービス
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>福祉事務所</u> ・<u>福祉活動専門員</u> ・その他の総合福祉関係サービス
雇用		<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練・就業支援事業 ・その他の就労促進関係サービス

(注)

1. 下線は過去に国庫補助金が一般財源化された事業
2. 破線は過去に国庫補助金が一般財源化された事業であり、かつ、現在一部につき国庫補助が行われている事業

社会保障分野における支出の類型

社会保障分野において地方自治体等による独自の支出が行われている場合、その支出の性質についてはいくつかの類型が考えられる。



- ① 既存制度に基づく給付を上乗せするための支出(例: 保育所職員の追加配置分)
- ② 利用者負担を軽減するための支出(例: 乳幼児医療費助成)
- ③ 保険料負担を軽減するための支出(例: 国民健康保険一般会計繰入)
- ④ 赤字補填のための支出(例: 公立病院への一般会計負担)
- ⑤ 給付費以外の制度に基づいた給付を行うための支出

(注)「管理費等」とは、管理費、運用損失、他制度への移転、その他事務費や保健施設費である